

公示催告手続の見直しに関する中間取りまとめの補足説明

法務省民事局参事官室

はじめに

近代的な民事裁判手続を整備するために、明治23年に制定された民事訴訟法（法律第29号。以下「旧々民事訴訟法」という。）は、訴訟手続のほか、強制執行手続、保全処分手続、公示催告手続及び仲裁手続をも規定するものであった。

その後、旧々民事訴訟法は、大正15年の大改正を含む数多の改正を経て、さらに民事執行法（昭和54年法律第4号）、民事保全法（平成元年法律第91号）及び民事訴訟法（平成8年法律第109号）が単行法として制定されたことにより、公示催告手続及び仲裁手続のみを規定する「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」として存在していた。そして、本年、司法制度改革の一環として、仲裁法（平成15年法律第138号）が制定され、旧々民事訴訟法は、その最後の1編である公示催告手続のみを規定する「公示催告手続二関スル法律」として存在するに至っている（仲裁法附則第9条による公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律の一部改正）。

法務省は、旧々民事訴訟法の現代語化の最終作業として、平成15年の通常国会終了後、公示催告手続二関スル法律の現代語化を図るための検討作業を開始した。

この法律は、後に説明するように、明治23年の旧々民事訴訟法制定以来、抜本的な改正を一度も経ていないことから、その現代語化に併せて、手続の内容についても現代社会に適合したものとすること、すなわち、後に紹介するような様々な観点からの指摘を踏まえ、この手続をより合理的かつ迅速なものにし、より国民に利用しやすいものに改めることが必要であると考えられた。そこで、公示催告手続の見直しの現段階における方向性を明らかにしてパブリックコメントに付するために、法務省において中間取りまとめを作成して公表することとしたものである。

この補足説明は、中間取りまとめの内容の理解に資するため、各項目について、その趣旨等を補足的に説明したものである。

法務省では、パブリックコメントの結果を踏まえて公示催告手続の見直し作業を更に進め、平成16年の通常国会に所要の法律案を提出する予定である。

(注) 中間取りまとめは、検討の現段階における公示催告手続ニ関スル法律の改正の方向性を明らかにするものであることから、改正を検討している事項のみを掲げており、現行法の規律を実質的に維持する部分については触れていない。

しかし、中間取りまとめに掲げられていない事項についても、現行法の規律を維持すべきか否かが検討の対象となったものもあり、この補足説明では、結果的に、中間取りまとめに掲げないこととしたものについても、そのように整理するに至った理由等を含めて、できる限り説明を加えることとしている。

第1部 公示催告手続の意義とその必要性

第1 公示催告手続の意義

1 はじめに、公示催告手続が利用される典型的な場面を例にとって、公示催告手続のあらましを説明する。

公示催告手続が利用される典型的な場面は、例えば、約束手形を所持人が「喪失」してしまった場合である。「喪失」といっても、単に所持人が紛失してしまった場合、誰かに盗取された場合、滅失させてしまった場合など様々であるが、約束手形が証券と権利とが結びついている有価証券である以上、証券を現に所持していなければ権利を行使することもできないこととなる。

また、仮に、誰かに盗取された場合には、その者から事情を知らないままに手形を譲り受けた人に約束手形を善意取得され、自らは権利を失ってしまうおそれもある。

そのような場合には、公示催告の申立てをして、自分がその約束手形を所持していた権利者であることを疎明し、裁判所の決定により公示催告の公告をして、約束手形を所持している者に対して、裁判所に手形を提出して権利を届け出るように催告することができる。この催告のための公告には、届出をしないときは、その手形が無効であると宣言されることがある旨の警告が付されることになっており、この催告に応じて届出をする者がいないときは、裁判所は、除権判決をすることによって、約束手形を無効にする（証券と権利とを観念的に切り離す）。これにより、公示催告の申立人は、約束手形金請求権を証券を持

っていないくても行使することができるようになる。

我が国においてもっとも利用されている公示催告手続は、このように有価証券を喪失した者を保護するために、証券と権利とを切り離すための「失権」の効果を生じる裁判（以下「除権の裁判」という。）を行うための一連の手続ということになる。

- 2 一般的な定義として述べれば、「公示催告」とは、法律の定める場合において不特定又は不分明の相手方に対し、「請求又は権利」（その内容については、12頁参照）について裁判所に対して届出をさせるために、一定期日までにその届出をしないときは、法律上定める「失権」の効力を生ずる旨の警告を付して公告される裁判上の催告をいうものとされている。

また、除権判決とは、公示催告において警告した「失権」を宣言する判決、すなわち、失権の効果を生じさせる形成判決をいうものとされている。

この公示催告及び公示催告を経た除権判決までの一連の手続を包括して「公示催告手続」と呼んでいる。

なお、公示催告手続二関スル法律（以下「現行法」という。）における公示催告手続に関する規定については、これまで実質的な改正が一度も行われていない。しかし、これまでも立法論がまったくなかったわけではなく、最も古くは明治36年に、最終的には大正15年改正に結実する民事訴訟法改正作業の一環として、公示催告手続についての改正案が示されたことがあり、その後も、除権判決による有価証券上の権利をめぐる法律関係の規律を論じた文献の中で、若干の立法論が展開された例はあったが、解釈論も現行法第777条以下の有価証券の無効を宣言するための特則部分にはほぼ集中して展開されてきたこともあって、公示催告手続全体の在り方についての具体的な検討がされたことはなかったという状況にある。

第2 公示催告手続の必要性

いかなる法律関係が公示催告手続の対象となるのかは必ずしも一義的には決まらないことから、立法の沿革を見ても、公示催告手続の必要性については、色々な考え方が示されている。

1 公示催告手続の沿革

(1) 公示催告手続を定めた旧々民事訴訟法第7編は、当時のドイツ民事訴訟法第9編の内容をほとんどそのまま取り入れた内容になっている。

その際、この手続が有価証券の無効を宣言するために行われるほか、どのような場面に適用されることになると理解されていたかということについては、法成立直後の時期に書かれた最も古い注釈書（明治24年出版の龜山貞義著「民事訴訟法正義」、明治25年出版の井上操著「民事訴訟法述義」など）などによれば、例えば、「ある財産の配分上について数多くの関係者がある場合において、その財産の処分をするについて権利を有するものに申出をさせ、届出をしなければ法律の規定により失権の効力を生ずるときに限って公示催告をすることができる。具体的には、家資分散の場合における分散の財団について処分を了するため、その財団に対する権利を主張することができる者に届出をさせることが挙げられる」などといった説明がされていた。

これは、当時存在しており破産法の制定により廃止された家資分散法（明治23年法律第69号）による手続を想定したものであると思われる。ただし、実際には、家資分散によって包括執行手続が行われたわけではなく、当時このための公示催告手続が法令上存在していたこともない。

このほかには、相続における相続債権者への弁済の手続なども例に挙げられており、いわゆる限定承認手続や相続人不存在の手続が念頭に置かれていたものと思われる。すなわち、当時の旧民法財産取得編（明治23年法律第98号）における相続手続の規律によると、何らの公告手続を要せずに、相続人に知れたる相続債権者・受遺者に対して弁済を行う（責任財産たる相続財産が足りなくなった後は債権者間の求償によって処理する。）こととされていたが、その後、いわゆる法典論争の末に民法及商法施行延期法律（明治25年法律第8号）の制定によって民法及び商法の修正作業が開始され、その中でドイツ法のような公示催告手続が導入されるとの予想が当時の法律家にはあったようにも思われる。

しかし、実際には、相続人不存在の場合には、債権者及び受遺者に対する公告・催告は相続財産の管理人が行うこととされ、相続人搜索の公告・催告は家庭裁判所が行うものの、除権判決はされずに公告期間の経過により直ちに届出なき相続債権者又は受遺者の権利が除斥されるものとされている。

また、限定承認の場合における相続債権者及び受遺者に対する公告・催告は相続人全員で行い、家庭裁判所が公告・催告を行うこととはされていない。

相続の場面で公示催告手続が採用されなかった経緯は、明治29年7月8日に開催された第181回法典調査会における富井政章起草委員の甲号議案第1017条（旧第1029条の原案）についての説明に表れている（社団法人商事法務研究会刊・日本近代立法資料叢書7「法典調査会議事速記録七」436～437頁以下参照）。すなわち、相続債権があるときに公示催告をして裁判所が除権判決をすることとするといかにも煩わしいという理由によって、一定の期間の経過及びその間に届出がされなかったとの事実から直ちに失権の効果を生じさせることとされたのである。

このように、立法当時において典型的な適用対象と考えられていた、多数の債権者が特定の財産から弁済を受けることを目的として催告期間中に債権の届出を行うような手続は、我が国においては公示催告手続の対象とされず、公告・催告の手続を経ることを要求する手続であっても、その期間の経過により直ちに届出なき権利の除斥という実体法上の効果を生ずるものとされている（*）。

(2) 現在、公示催告手続を利用している法令の規定（**）は、内容的には大きく2つに分かれており、一つは、不動産登記法第142条を中心とした、登記又は登録を要する権利の抹消の手続の一環として行われる場合であり、もう一つが有価証券の無効を宣言するために行われる場合である。

前者については、その中心となる不動産登記法第142条が明治32年に同法が制定された時以来の規定であり、この規定を準用したり、同様の規定を設ける例も多く見られる。

後者についても、ドイツ民事訴訟法を参考に旧々民事訴訟法が制定された当時から存在する類型であるが（旧商法（明治23年法律第32号）に公示催告手続を利用して指図証券、手形及び小切手を無効とすることができるとの規定が設けられていた。）、平成14年の商法改正によって、この類型において実務上の主たる利用対象であった株券が、公示催告手続ではなく、株券喪失登録制度により無効とされるように制度が大きく変わっている。

株券喪失登録制度は、株券は、名義書換制度を通じて発行会社に証券上の

権利者に関する情報が集まるという特性があることに着目して、発行会社がこれまでの裁判所の役割に近い役割を果たすものとして創設された制度であり、裁判によらずに株券の失権の効果が生じる。

このため、別紙「公示催告事件数の動向」に掲げたように、昨年の公示催告事件の新受件数は1万1,875件であったが、本年4月に株券喪失登録制度が施行されてからは、新受件数が大幅に減少してきている状況にある。

こうした状況の下で公示催告手続の見直しを検討するに当たっては、そもそも、個々の具体的な実体法上の法律関係について、実体法上の失権の効果を生じさせるために公示催告手続によることの要否、「裁判による失権」という法律構成を採ることの要否について検討することが必要となるものと考えられる。

(*) 裁判上の公示催告以外の実体法上失権の効果を生じさせるための手続の例

解散した法人の清算の制度（民法第68条から第83条まで）

相続における限定承認の制度（民法第927条から第935条まで）

相続における相続分離の制度（民法第941条から第950条まで）

相続における相続人不存在の制度（民法第957条から第958条の2まで）

株券喪失登録の制度（商法第230条から第230条ノ9ノ2まで）

(**) 公示催告手続の利用を定める法令の規定の例

1 権利の登記又は登録の抹消等の手続のための公示催告

不動産登記法（明治32年法律第41号）第142条第1項及び第2項（不動産についての権利に関する登記の抹消申請）

不動産登記法第142条を準用する他の法令

・船舶登記規則（明治32年勅令第270号）第1条（登記の抹消申請）

・建設機械登記令（昭和29年政令第305号）第9条（登記の抹消申請）

社債等登録法施行令（昭和17年勅令第409号）第57条（登録の抹消請求）

鉱業登録令（昭和26年政令第15号）第31条（登録の抹消申請）

自動車登録令（昭和26年政令第256号）第58条第1項及び第2項（抵当権の登録の抹消申請）

漁業登録令（昭和26年政令第292号）第15条第1項及び第2項（消滅の登録又は登録の抹消の申請）

航空機登録令（昭和28年政令第296号）第47条第1項及び第2項（抵当権の登録の抹消申請）

特許登録令（昭和35年政令第39号）第52条第1項及び第2項（登録の抹消申請）

特許登録令第52条を準用する他の法令

- ・ 実用新案登録令（昭和35年政令第40号）第7条（登録の抹消申請）
 - ・ 意匠登録令（昭和35年政令第41号）第7条（登録の抹消申請）
 - ・ 商標登録令（昭和35年政令第42号）第10条（登録の抹消申請）
- ダム使用権登録令（昭和42年政令第2号）第20条第1項及び第2項（登録の消除申請）

回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和60年政令第326号）第49条第1項及び第2項（登録の抹消申請）

2 有価証券の無効を宣言するための公示催告

民法施行法（明治31年法律第11号）第57条（指図証券，無記名証券及び民法第471条に掲げる証券の無効）

民法施行法第57条を準用する他の法令

- ・ 抵当証券法（昭和6年法律第15号）第40条（抵当証券の無効）

商法（明治32年法律第48号）第280条ノ34ノ2第1項（新株予約券証券の無効）

商法第280条ノ34ノ2は，商法第318条第3項（社債券の無効）のほか，特別法により設立された法人の発行する出資証券等に関する多くの法令において準用されている。

資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第177条第1項（受益証券の無効）

2 公示催告手続を利用する実体法の規定の内容

(1) 権利の登記・登録の抹消手続のための公示催告

まず，不動産登記法第142条第1項及び第2項の規定による不動産についての権利に関する登記の抹消手続のための公示催告及び同条の準用又は同様の規定による一定の権利に関する登記・登録の抹消を行うための公示催告について見ると，権利の登記・登録の抹消についての登記・登録義務者が特定されている場合には，その者が行方不明であっても抹消登記・登録手続を求める給付の訴えを提起して，公示送達によって訴訟手続を進行させることが本来可能である。

しかしながら，自然人について相続が数次にわたって生じているために権利の承継人を調査することが著しく困難な場合があることや，法人についても登記関係書類の保存期間が経過してしまったために関係者を調査することが著しく困難な場合等も存在する。このような場合には，関係者に対して登記義務の存否について争う機会を保障するために公示催告をした上で，登記

を抹消する前提として登記に係る権利を失権させる必要があると考えられる。

なお、不動産登記法の解釈上、同法第142条第2項において、登記権利者のみで登記の抹消を申請することができるように定めているのは、登記義務者（抹消の対象とされる登記に係る権利を有する者を指す。）の登記に係る権利を失わせることを前提とするものと理解されており、このことがこれらの場合にいう「失権」の内容となるものである。ただし、その効果は、いわば手続相対的なものであって、登記抹消手続に関する限りにおいてのみ失権の効果が生ずるにすぎないものと解されている。

典型的には、地上権や永小作権、場合によっては抵当権といった制限物権を設定した不動産について、その制限物権の設定者又はその承継人が、当該不動産の処分に当たって、制限物権を消滅させる必要に迫られて、権利の存続期間の満了や、時効消滅等を理由として公示催告を申し立てる例が実務上も見られるところである。なお、現在、不動産登記法についての現代語化を含む全面改正の作業が法制審議会不動産登記法部会において進められているが、現行第142条については、その実質に変更を加えない方向で検討が進められている。

(2) 有価証券の無効を宣言するための公示催告

次に、民法施行法第57条等の規定及び現行法第777条以下の規定による有価証券の無効を宣言するためにする公示催告については、有価証券上の権利の権利者が当該有価証券の所持を失っても、現在の所持人が判明している場合には、占有回収の訴え等を提起することが可能であると考えられる。

しかしながら、最後の権利者が証券を喪失してしまい、現在の所持人が存在するかどうかも判明していない場合には、証券によらずに権利行使をし、又は実体法の規定に従い証券の再発行を求めるためには、関係者に対して証券の権利関係について争う機会を保障するために公示催告をした上で、有価証券を無効にする必要があると考えられる。

また、例外的に、有価証券上の権利に係る義務者に除権判決を得させる必要があることも、判例上認められているところである（最判昭和47・4・6民集26巻3号455頁）。

ここでの「有価証券の無効」とは、動産としての証券と当該証券上の権利

とを切り離し、当該証券なくして当該権利の行使をすることを可能にする、逆に言えば、当該証券の有価証券の権利を表章する機能、いわゆる資格授与的効力を失わせることを指すものと理解されている。

3 「裁判上ノ公示催告」の必要性

以上のように、法制上、ある失権の効果を生じさせるために、公示催告手続によるものと公示催告手続によらずに一定期間の経過のみによるものが存在することに照らすと、公示催告手続を利用するか否かは、実体法が失権の要件をどのように定めるかの問題であって、公示催告手続によることの要否は、実体法上失権の効果を生じさせる要件の一つとして除権判決を必要とする理由があるか否かという観点から検討すべき問題であることになると考えられる。すなわち、公示催告手続における除権判決それ自体に、そのような失権の効果を生じさせる理論的根拠があると説明する必要はなく、裁判の形式として除権「判決」であることが理論上要求されるものでもないとも考えられる。

そして、失権のための要件として、除権の裁判の手続を必要とする場合の根拠としては、次のような点を挙げる可以考虑。

(1) 第一に、不特定又は不分明な相手方の手続上の地位に配慮するため、防御の機会を付与する公示方法としての公告の手続をとることが要求されていることである。

この点については、(＊)及び(＊＊)で掲げた手続のいずれについても共通することであるが、裁判手続によるものとすることで、権利の届出人を手続に参加させて手続保障を図ることが可能となるところに、他の場合との違いがあるといえることができる。

(2) 第二に、裁判所による除権判決という裁判の形式を採っていることから、裁判の確定により、不服申立ての手続を用意しつつ、その効果が安定的なものとなることである。実質的にはこの点がもっとも大きな根拠となるものと考えられる。

すなわち、(＊)で掲げた手続のうち、相続における限定承認の手続や株券喪失登録制度は、裁判上の公示催告の手続をあえて採らずに設けられたものであるが、単に公告期間の経過のみによって失権の効果が生じることとされているため、後の訴訟で失権の効果と矛盾する主張をする前提として、そ

の訴訟において失権の手續が履踐された事実をいつでも争うことが可能である（もっとも、株券喪失登録のされた株券が無効となったときは、株券の再発行がされるので、実質的な権利の帰属を主張して再発行された株券の引渡しを請求するのが通常であると考えられる。 ）。

これに対して、裁判により失権の効果が実体法上生ずるということは、手續的には、裁判が確定すれば不可争力が生じ、その裁判に対して不服を申し立てるためには一定の手續をとることが要求されることになり、より法的安定性が高まるということができると考えられる。

なお、公示催告を行う主体については、株券以外の一般の有価証券を考えると、失権の対象となる権利に関する情報を集中させるための機関として他に適切なものがないことから、これまでどおり裁判所に手續を行わせることとするのが適当と考えられる。

現に、平成14年の商法改正によって株券喪失登録制度が導入された際にも、新株予約権証券及び社債券については、発行会社に情報が集中する仕組みが設けられていないことを理由に、従前どおり裁判所が主体となる公示催告手續を利用する制度が維持されている。

4 まとめ

現在、法律上存在する「裁判上ノ公示催告」を利用する法律関係は、2で述べた類型のみであるが、3で述べたように、公示催告手續によって一定の失権の効果を生じさせることには合理性があることから、今後も、公示催告手續を利用して失権の効果を生じさせることを実体法上定めることはあり得るものと考えられる。

また、有価証券の無効を宣言するためにする公示催告の特則については、株券が利用の対象から除外され、その他の証券についても、いわゆるペーパーレス化が進むことで、今後更に利用対象が減少していくことは考えられるが、条約により証券であることが要求されている手形・小切手（***）については、公示催告手續によらなければ証券の喪失者を保護することはできないことから、当面は、なお重要な利用対象であり続けるものと思われる。

そこで、当面の作業としては、公示催告手續を利用する実体法上の法律関係が存在することを前提に、その手續の在り方について検討することとしている。

(* * *) 手形及び小切手については、為替手形及約束手形ニ関シ統一法ヲ制定スル条約
(昭和 8 年条約第 4 号) 等の条約により、その要件及び効果が定められている。

第 2 部 中間取りまとめの内容

中間取りまとめにおいては、第 1 部における検討を前提に、公示催告手続を大きく 3 つの段階に分け、第 1 を「公示催告手続の開始」、第 2 を「除権の裁判」、第 3 を「除権の裁判に対する不服申立て」に区分して、論点を示すこととしている
(別紙「公示催告手続の流れ」を参照されたい。)。

第 1 公示催告手続の開始

1 公示催告手続の管轄

1 は、手続の最初に位置付けられる管轄についての論点を示すものである。

(1) 一般の公示催告手続の土地管轄

一般の公示催告手続の管轄については、現行法第 7 6 4 条第 2 項が簡易裁判所の職分管轄に属することを示すのみで、土地管轄についての特別な定めは設けられていない。

この点については、現行法第 1 条による民事訴訟法の規定(第 4 条第 1 項、第 5 条第 6 号、第 1 3 号等) の準用によっており、失権の対象とされる請求若しくは権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該請求若しくは権利の目的物の所在地、当該請求又は権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地が基準となっているものと解されている。

例えば、不動産登記については、観念的な相手方である登記義務者となるべき者の普通裁判籍所在地や不動産の所在地、不動産登記をすべき地などが基準となると考えられるし、船舶についても同様に考えられるため、民事訴訟法第 5 条第 6 号の「船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え」が準用され、船舶の船籍の所在地も基準になるものと考えられる。

このような現在の取扱いについては、特段変更の必要はないと考えられることから、この取扱いを維持するものとしている。

なお、ここで「請求又は権利」という表現を用いているのは、特定の相手

方に対して一定の給付を求める権利である請求権（「請求」）のほかに、いまだかかる程度に達しない「権利」，例えば，条件付権利又は期待権等についても届出の対象となることを明示するためである。

（注）

（注）では，一般の公示催告手続がどのような法律関係について利用されているのかを示すために，若干の具体例を挙げている（詳細は，第1部の第2・1（**）参照）。

（2）有価証券の無効を宣言するためにする公示催告手続の土地管轄の特則

有価証券の無効を宣言するためにする公示催告手続の土地管轄については，現行法第779条第1項に規定があり，（注）で示したように，段階的な専属管轄になっている。

有価証券上の権利関係に利害を有する者の取扱いとして，どのようにすれば関係者間のバランスを図ることができるかとの観点から，現行法は，権利を行使することになる地である「履行地」を第1順位の管轄原因としており，また，指図証券及び無記名証券については，商法第516条第2項により，債務者の現時の営業所又は住所が義務履行地とされていることなどから，第2順位の管轄原因として証券の発行人の普通裁判籍所在地が定められ，このような管轄原因が存在しない場合の第3順位として，証券発行当時の発行人の普通裁判籍所在地が定められているものと理解することができる。

このような規律には相応の合理性があるものとも考えられるが，これに対しては，専属管轄とすること及び管轄原因の順位の在り方に対して，硬直的であるとの指摘もあるところから，これをより弾力的なものとする方向の見直しの要否について意見を問うものである。

2 公示催告の公告の方法・期間

（1）一般の公示催告の公告の方法・期間

2（1）は，一般の公示催告の公告の方法・期間について，裁判所の掲示場への掲示及び官報への掲載を2か月以上行うとの現行法の方法・期間を維持するものとしている。

裁判所の掲示場への掲示については，これによって公示がされているというのは，擬制によっていると言わざるを得ず，（注2）のとおりインターネ

ットを利用した官報の情報検索の方法の充実から考えても、これを廃止するとの考え方もあり得るところであるが、現実に掲示場の掲示を見て裁判所に出頭する例が民事訴訟における公示送達の場合にも稀にはあるが見られることから、中間取りまとめでは、これを維持するものとしている。

また、2か月以上という期間も現行法から変更されていないが、不動産の登記に係る権利の失権なども対象とされることからすると、失権の対象となる権利者の保護の観点から、最低でも現在と同様に2か月程度は公告期間とすることが必要と考えられることによるものである。

(注1)

(注1)では、公報への掲載による公告を廃止するものとしている。

公報とは、地方自治体において発行する府報、県報の類をいうものと説明されているところ、「公示催告手続ニ関スル公告ヲ官報ニ掲載セスシテ一地方ニテ発行スル県報ニノミ掲載スルハ適法ニアラス」との行政解釈があり(明治40年7月4日富山區裁判所監督判事問合・同年8月15日民刑第837号民刑局長回答)、公報を用いた公告の例は実務上見られないことから、これを廃止することとしたものである。

(注2)

(注2)は、官報による公告についての説明的な注として掲げているものである。

現在、官報は、独立行政法人国立印刷局により発行されている。そして、法律上の取扱いではなく事実上行われているものにすぎないが、インターネットによっても提供されており、これによると、インターネットで閲覧しようとする日を含めてそれ以前の1週間分の官報の記載内容が無料で閲覧可能とされている。さらに、一定額の支払により、官報情報検索サービスを利用することができ、任意の文字をキーワードとして昭和23年以降に発行された官報のすべての情報を検索することが可能となっている。

このサービスを利用すれば、例えば、有価証券を取得しようとする場合には、公示催告の対象となっていないかどうかを直ちにチェックすることも可能である。

このサービスは有料(平成15年10月24日現在、1か月2,100

円)であるが、証券の売買を行う者にとっては、僅かな費用負担で問題のある証券であるかどうかを確認することができることになり、以前と比べると公示力がある程度高くなってきているという見方もあり得ると思われる。

また、こうした検索方法の整備は、有価証券の善意取得の成否にも影響を与えることになっていくとの見方もあるように思われる。

なお、現行法第766条第2項の新聞紙への掲載は、裁判所の裁量によって任意に行われるものであり、特に廃止するまでのことはないと考えられたことから、中間取りまとめには掲げていない。

(2) 有価証券の無効を宣言するためにする公示催告の公告の方法・期間の特則 ア 公示催告の公告の方法についての特則

アでは、現行法第782条第2項で定める裁判所の所在地に取引所があるときにおける取引所での公告を廃止するものとしている。

このような制度が設けられた趣旨について、立法当時には、「取引所は、専ら有価証券の移転を媒介する所であるため、これに公告をして権利を取得しようとする者を戒めるために行う」のであると説明がされている。

今回、前述のとおり官報の公示力がある程度高くなってきていると考えられること、取引所の性格が従来 of 公的なものから株式会社形態のものまで認められるようになってきており、公的性格を有しない取引所にまで公示を義務付けることの妥当性には疑問があることなどを考慮して、取引所における公告を廃止することとしたものである。

なお、現行法第782条第1項は、「新聞紙二三回掲載シテ」公告することも義務付けているが、これは、戦時民事特別法（昭和17年法律第63号）第3条が「裁判所ガ官報及新聞紙ヲ以テ為スベキ公告ハ官報ノミヲ以テ之ヲ為ス」として官報公告とともにする新聞紙による公告を廃止し、戦時民事特別法廃止法律（昭和20年法律第46号）附則第2項が「旧法（戦時民事特別法）第三条・・・ノ規定ハ本法施行後ト雖モ当分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス」として、現在までその効力が維持されていることから、行われていないものである。今回は、こうした規律を前提として、新聞紙への義務的掲載は行わないものとするを考えているが、現在の実際の取

扱いと変わるものではないので、中間取りまとめでは触れていない。

イ 公示催告の公告の期間についての特則

イは、現行法第783条について触れるものであるが、公示催告期間の下限を短縮することについて問うものである。

これについては、(注1)にあるように、我が国における代表的な有価証券である約束手形について、振出日から満期までの期間が3か月程度のものが多いと言われていることからすると、長すぎるのではないかと、すなわち、公告期間の下限が6か月というのでは、公示催告期間中に満期が到来してしまい、善意取得が生ずれば、権利行使がされてしまうためにその後を除権判決を得ても無駄になりかねないとの指摘がある。

もちろん、この点については、公示催告が十分な公示力を有するだけの期間行われないと、失権の対象となる有価証券の所持人の利益を害することになるため、権利の届出の機会を確保することにより有価証券の所持人の保護を図る観点からの検討も必要であると考えられる。また、中間取りまとめでは、仮に、上記の期間の下限を短縮する場合には、具体的にどのくらいの期間が適当であると考えられるかについても問うこととしている。

(注1)

公示催告期間の6か月という下限は、母法であるドイツ民事訴訟法と同様であるが、ドイツでは、小切手法において小切手の公示催告期間を2か月に短縮しているところであり、現在の経済社会の迅速性も考慮して、権利の届出のための機会の確保の要請とのバランスで、どの程度の下限を定めるのがよいかを検討する必要がある。

(注2)

(注2)は、逆に、公示催告期間の上限についても何らかの考慮が必要であるかどうかについても、検討を要することを示すものである。

現行法第783条によれば、下限だけが法定されており、上限については、裁判所が事案に応じて決定することができる建前になっている。

これに対して、母法のドイツ民事訴訟法においては、公示催告期間の上限は1年を超えることができないとされているが、その前提として、ドイツにおける有価証券についての公示催告手続では、証券に表章され

る権利の弁済期に応じて、弁済期の到来から6か月間は公告がされるように公示催告期間を定めることが義務付けられている。

このように、ドイツ法では、有価証券の所持人が証券上の権利を行使する機会が到来していることが公告を実効あらしめるとの前提に立って、弁済期の到来から6か月の期間を定めることを必要としつつ、公示催告期間の上限を1年と定め、そのような期日を指定することができない場合には、公示催告自体を許可しないものとしている（ドイツ民事訴訟法第1015条第1文）。

今回の見直しに当たっても、そうした有価証券の所持人の権利の届出の機会を確保するとの発想による見直しをすることも検討すべき一つの論点となり得ると思われたところであるが、例えば、弁済期がはるか先に到来する社債のような場合には、その喪失者が除権の裁判を得ることができる時期もはるか先になってしまうという問題が生じる。

このように、単純にドイツ法の規律を導入することについては、これまでの公示催告期間の定め方を大きく変えることにもなる上、現在においては、利札等の発行形態も、割引債のようなものが見られるなど多様化しており、単純に利札が発行されるから途中で権利行使の機会があるともいえないことなどからすると、どういう権利について、どのような期間を設定するかについては、現時点で直ちに的確な制度設計が可能であるとはいえない状況にある。

そこで、そうした発想による見直しは、中間取りまとめには掲げていないものである。

（後注）

2の（後注）前段は、有価証券の無効を宣言するためにする公示催告手続については、この手続が有価証券上の権利に係る義務者とは無関係に進められるので、義務者の地位が不安定であるとの指摘に対する何らかの手当ての要否について問うものである。

ここでは、まず前提問題として、有価証券上の権利に係る義務者が、二重払いの危険を負担することになるのかどうか、すなわち、除権判決によって有価証券が権利と切り離された後に義務者が有価証券の所持人に対して弁済

をした場合に、民法第478条の債権の準占有者に対する弁済となり得るのかという問題がある。この点については、様々な考え方があり得るものと思われるが、仮に、債権の準占有者に対する弁済に当たらないとの考え方に立つと、有価証券に係る義務者としては、除権判決がされた以上、有価証券の所持人に対して履行をしても、新たに形式的資格を回復した公示催告の申立人からの履行請求に応じなければならないことになり、二重払いの危険を負担することになる。

このような議論を踏まえて、公示催告決定がされたことや除権判決がされたことを義務者が認識し得るようにすべきである、具体的には、何らかの方法で、義務者に対して、公示催告決定や除権判決がされた事実を通知するべきであるとの立法提言があるところである。

しかし、この点については、上記のように無効となった証券の所持人に対して義務者がした弁済の効力についてどのように考えるかという問題のほか、このような通知の効果としては、事実上、有価証券の所持人が現れた場合における履行の際に義務者に注意を促すという以上のものではないように思われることや、通知の名宛人が常に明らかになるとはいえないという点など制度化に当たっての問題点がある。

そこで、中間取りまとめにおいては、義務者の保護に関して、何らかの手当てをする必要性の有無について一般的に問うこととしたものである。

また、後段は、有価証券の喪失者である申立人の公示催告手続の進行中における利益の保護に関し、有価証券の所持人である権利の届出人の保護の観点をも踏まえ、見直すべき点があるかどうかを問うものである。

現行法の下では、公示催告の申立てをした後に、証券の現在の所持人が義務者に対して履行請求をして弁済を受けてしまうと、その後に除権判決がされても、もはや義務者に対する請求をすることはできず、弁済を受けた所持人に対して不当利得返還請求をするほかないことになるが、それでは、公示催告手続を経たことの意義を減殺することになるとの指摘がある。

こうした事態を避ける方策として、ドイツにおいては、無記名証券（我が国では無記名社債等がこれに当たる。）の無効を宣言するためにする公示催告においては、公示催告の申立人は、裁判所に対し、当該無記名証券上の権

利に係る義務者による当該無記名証券の所持人に対する給付を差し止めるよう求めることができるものとされている（ドイツ民事訴訟法第1019条以下）。

しかしながら、ドイツ法のような制度を導入することについては、以下に述べるとおり実務的に問題が生ずるという指摘がある。

すなわち、昭和60年代に、約束手形の振出人を債権者、現在の約束手形の所持人を債務者、約束手形の支払場所である銀行を第三債務者とする、約束手形の処分禁止の仮処分が多用されたことがあったが、その背景には、支払拒絶による銀行不渡処分を止めるためには、異議申立提供金を提供しなければならないのに対し、裁判所の裁判を理由とする支払拒絶については、異議申立提供金を提供する必要のないいわゆる0号不渡事由となるという手形交換所規則施行細則の取扱いが存在していた（一般に、不渡事由によって、不渡届を要する第1号不渡事由（異議申立てができない）・第2号不渡事由（異議申立てが可能）に当たるかどうかは区別され、不渡届を要せず、不渡処分もされない事由を「0号不渡事由」いう。）。

そして、この仮処分命令においては、債務者だけではなく、債務者以外の所持人一般に対する支払をも第三債務者（銀行）に禁止するものとして発せられた例もあり、こうした仮処分によると、善意取得者を含めておよそ所持人の一切の権利行使を禁ずることとなって、実際には単なる資金不足で不渡を出す可能性のある振出人が不渡処分を回避するために、裁判所の仮処分を悪用する例もあったといわれている（現在では、手形交換規則施行細則が改正され、手形の支払禁止の仮処分については、債務者とされた所持人からの請求についての支払拒絶がされた場合には異議申立提供金を要せずに不渡処分を免れることができる0号不渡事由となるが、その他の所持人からの支払を拒絶した場合には1号又は2号不渡事由に当たり、原則どおり不渡処分がされるものとされたことから、実務上このような仮処分が申請されることはなくなったということである。）。

こうした実務の経験を踏まえると、現時点で、仮に、ドイツ民事訴訟法にあるような支払禁止の仮処分を導入すると、支払担当者である銀行自体を債務者として仮処分が発令される以上、直接、仮処分命令の名宛人として支払

が禁じられるので、0号不渡事由としての取扱いをせざるを得ないこととなるものと考えられ、そうすると、資金不足の振出人が第三者と謀って仮処分制度を濫用するおそれがあるのではないかと指摘がされているのである。

こうした実務上の懸念があることや、そもそも、仮処分命令の名宛人とされていない以上仮処分の効力が本来及ばないはずの第三者に対しても権利行使を禁ずるような仮処分は理論上も認められるべきではないのではないかと指摘もあることから、ドイツ民事訴訟法のような仮処分の制度の導入については、十分慎重に検討する必要があると考えられる。

なお、現行法上、公示催告の申立人を保護するための手続としては、商法第518条の手続が存する。これは、金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその証券を喪失した場合において、公示催告の申立てをしたときは、第1に、債務者をしてその債務の目的物を供託させることができ、第2に、相当の担保を提供して、債務者にその証券の趣旨に従った履行をさせることもできるものとするものである。この規定によれば、結果的には、有価証券の善意取得者がいる場合にも、その権利行使を一時的には制約することができ、また、有価証券上の権利に係る義務者を法律関係から離脱させることができるので、仮処分制度に比べて利点があると考えられる。

もっとも、現在の手形交換所規則施行細則の在り方を前提にすると、このような供託請求や履行請求に対して振出人や支払担当者である銀行が弁済や供託をしても、それが手形交換における不渡事由に反映されるのかどうかは必ずしも明確ではないようであり、実務上商法第518条の手続による対応で義務者の保護が十分に図られることとなるかどうかについては、手形交換の実務上の取扱いなどを含めて、なお検討を要するものと考えられる。

その他

その他にも、現行法の下では、有価証券の所持人が当該証券上の権利に係る義務者に対してその義務の履行を求め、支払を拒絶された場合であっても、当該証券につき公示催告手続が進行していることの告知を受けて権利の届出をする機会が保障されていないという問題があるとの指摘もされている。この点に関しては、さきに（後注）の前段の箇所で見たとおり、仮に、義務者

に公示催告決定がされたことを知らしめる何らかの手当てを講じたとしても、これにより所持人に対してその旨の告知をする義務まで課することは難しいと考えられること、義務を課すことができたとしても、事実上、所持人に公示催告決定の事実が知らされる機会が保障されるにすぎないものであることから、中間取りまとめには掲げられていない。

また、実体法上の問題として、公示催告手続がとられた場合には、有価証券の善意取得を否定する手続を設けることができないかということも問題になるが、これは有価証券法理自体の問題として検討を要すると考えられることから、中間取りまとめでは触れていない。なお、さきに見たように、官報の情報検索の方法の充実によって、事実上、有価証券を取得しようとする者において前主の権利を調査すべき注意義務の程度が高まり、そのことが善意取得の成否に影響を与えることもあり得ると考えられる。

第2 除権の裁判

第2の除権の裁判については、第1部の第2・3で述べたように、理論上、必ずしも除権判決の形式によらなければ失権の効果を生じさせることができないと考える必要はないとの前提に立って、表現を単に「除権の裁判」としている。

1 失権の効果を生じさせるための手続の構造

1では、公示催告手続全体を決定手続とし、除権の裁判の形式も、判決から決定に改めるものとしている。

別紙「公示催告手続の流れ」にあるように、現行法においては、公示催告決定の段階と、除権判決の段階とで、手続が二分されており、前者は、第765条第2項に表れているように口頭弁論を経ないで裁判がされる決定手続によることとされ、後者は、第769条第1項に表れているように、判決手続によることとされている。

ところで、公示催告手続は、少数説もあるものの、裁判による実体的権利義務関係自体を確定するものではなく、法律上定められた一定の場合における権利の発生又は消滅に対する裁判所の協力を目的とするものであることからすれば、本来訴訟事件には属さず、非訟事件としての性質を有するものであると理解するのが多数の見解である。

ただ、沿革的に、旧々民事訴訟法の一部として立法されたことから、形式的には訴訟事件として取り扱われ、現在でも公示催告手続の補充のためには非訟事件手続法ではなく民事訴訟法が準用されることとなっているにすぎないと理解することができる。

そうした考え方を裏付けるものとして、実質的に同じく公示催告手続を利用する失踪宣告手続が、非訟事件手続である家事審判手続によって行われているということを指摘することができる。

失踪者の住所地を中心とした法律関係を確定する目的で、一定の要件の下で失踪者の権利能力を失わせるという法律効果を生じさせるために、現在では決定手続による家事審判がされているのであり、その形式的確定によって失踪宣告は効力を有し、失踪宣告の効果を争う者が失踪者の生存することや失踪宣告とは異なる時期の死亡の事実を主張立証して、失踪宣告の取消しを求めるといった構造が採られている。

現行法の定める公示催告手続についても、失権の効果が生じるのは、除権判決が有する既判力に基づくものではなく、実体法上、失権の効果を生じさせる要件の一つとして除権判決が位置付けられていることに基づくものと考えられることは、第1部の第2・3で述べたとおりである。

そうすると、あえて必要的口頭弁論による判決手続によらなくとも、実質的に現在と同等の手続保障を関係者に与えつつ、裁判手続を簡素化することも許されると考えられるところである。そこで、本文にあるように、決定手続を採用することとしたものである。

なお、除権判決の段階では、現行法第769条第2項において、事実の詳細な探知の命令の制度が採用されているが、従来、この規定は通常職権探知主義を採用したものと同様に解されているようであり、通常非訟事件手続と同様に考えてよいものと考えられる。

逆に、これまでは民事訴訟法の準用によって弁論主義によっていたと考えられる公示催告決定の段階にも、職権探知主義が及ぶこととなるが、職権探知主義が裁判の基礎となる裁判資料の収集を当事者の意思のみにゆだねず、裁判所の職責ともする建前をいうものと理解すれば、その内容は、裁判所が常に積極的に資料の探索をしなければならない義務を負うというのではなく、申立人

の主張立証活動により心証を得ることができない場合に職権が発動されるというものととどまると考えられ、現実の運用に当たって特段の問題は生じないものと考えられる。

(注)

(注)は、上記の考え方を採用する理論的根拠についてごく簡単に触れたものである。

2 公示催告手続の申立てについての具体的な審理・判断の方式

2は、1において決定手続を採用することとすることに伴って、審理・判断の具体的な在り方として、第1に、常に申立人の出頭を要する公示催告期日を廃止し、第2に、公示催告期日に代えて、公示催告決定において権利の届出の終期を定めることとし、第3に、除権決定をするための要件の審査については、書面審尋又は当事者・参考人審尋によることとするものである。

現行法では、公示催告の申立てがあると、実体法に定められた要件についての主張立証を申立人が行い、理由があると認められるときは、公示催告決定がされ、公示催告の公告がされるが、その公告の中で、公示催告期日が指定されることとなる(現行法第765条第3項第四)。公示催告期日の指定は、権利の届出をすべき終期を一応定めるものという性格を有し(同項第二)、権利の届出がされたときには、その期日において権利の届出の適法等についての審理がされることになる(ここで「一応定める」というのは、第768条によって、公示催告期日に除権判決がされなかった場合には、更に審理のための期日や除権判決の言渡しのための期日が定められることとなり、判決言渡し期日に除権判決がされるまでは、なお権利の届出が可能であるとされているからである。したがって、権利の届出があった場合には、口頭弁論を再開して、届出についての審理を行うこととなると考えられる。)。

しかしながら、現実の手続においては、権利の届出がされる例は少なく、通常は、公示催告期日において除権判決がされている。

そうすると、手続的に権利の届出をすべき終期の定めが確保される以上、あえて申立人を口頭弁論期日に出頭させてその場で除権判決の申立てを口頭で陳述させるまでの必要はないと考えられることから、公示催告期日を廃止するとともに、上記のとおり実質的に権利の届出の期間を定めるものでもある公示催

告期日の指定に代えて、倒産手続におけるような権利の届出の終期を公示催告決定において定めることとしたものである。

このように審理・判断の方式を改めたとしても、除権決定をするに当たって、必要な資料は通常は書面により提出され、必要があれば、申立人や参考人を口頭で審尋することも可能であるから、手続保障に欠けることもないと考えられる。

(注1)

(注1)は、本文の公示催告期日を廃止することに伴う考え方を整理するものである。

本文の考え方によれば、公示催告期日において、除権の裁判の申立てを口頭で陳述する必要はなくなるので、更に公示催告の申立てのほかに、除権の裁判の申立てを手続上要求すべきかどうかという問題が生ずる。そこで、(注1)は二つの申立て手続の一本化をも視野に入れつつ、公示催告事件の開始のための「公示催告手続開始の申立て」をするほかに、改めて除権の裁判の申立てをすることを要しないものとするかどうかについて問うものである。

現在でも、公示催告事件の申立ては、当初申立手数料の納付を要することとされているだけで、除権判決の申立てについては手数料を要しないものとされている。これは、除権判決の申立てが、1個の公示催告手続という手続の中での付随的な申立てとして扱われていることを示していると理解することができる。そうすると、公示催告事件の申立てがされれば、公示催告決定がされ、公示催告期間が終了し、権利の届出がないときは、除権決定がされるという一連の手続として考えることも十分に可能であると考えられる。

もっとも、手続的には、公示催告決定の段階と除権決定の段階とは別のものであるとして考え、公示催告決定後に、除権決定の要件が認められないことが明らかになったときは、除権決定の申立てを却下するという構成を維持することも考えられるので、両方の考え方があることを前提にして意見を問うこととしている。

(注2)

(注2)は、公示催告手続の流れの中で、請求又は権利の届出がされた場合

には、現在の口頭弁論手続と同等の手続保障をする観点から、申立人及び届出人が立ち会うことができる審尋期日を指定するとともに、審理の終結日を指定することとしている。

これは、権利の届出の終期が通常であれば除権決定がされる日になることが予想されるものの、決定手続においては、口頭弁論の終結に当たる手続の区切りがないことから、攻撃防御方法の提出の機会がいつまでなのかが当事者にとって明確ではないことがあり得るため、保全異議の審理手続（民事保全法第31条）を参考に、権利の届出があったときは、審尋期日のほかに、攻撃防御方法の提出の終期を画するために、審理の終結日を定めることとしたものである。

なお、現在公示催告手続を利用している実体法上の法律関係からは容易に想定されないことではあるが、数個の権利の届出があるような場合については、第768条の権利の届出が除権判決の言渡し期日まで認められているのと同様に、例えば、この審理の終結日まで権利の届出をすることができるものとするとも考えられる。

第3 除権の裁判に対する不服の申立て

1 除権の裁判に対する不服申立ての方式

1は、除権の裁判に対する不服申立てについては、独立の不服申立ての手続とした上で、決定手続を採用することとしている。

現在の不服申立ての手続については、現行法第774条第1項で上訴を禁止して除権判決が言渡しにより効力が生じると直ちに確定することとした上で、第2項により不服の訴えを認めることとしており、再審の手続に類似したものということができる。

今回の見直しにおいては、除権の裁判である除権決定に対する上訴の構成を採用することも考えられたが、一方当事者のみが参加する手続である公示催告手続において、除権の裁判に対する不服申立てを認めるためには、除権の裁判の内容を当事者に告知するだけでは足りず、不服申立ての機会を保障するために除権の裁判を公告して告知に代える必要があるのではないかと考えられる。

そこで、上訴の方式で不服申立てを認めることとすると、除権決定を知る機

会を制度上保障した上で上訴期間が進行するものとする観点から、まず除権決定がされた段階で公告をすることが必要となると考えられ、また、上訴期間が経過したときに、はじめて除権決定が確定して効力を生じることになるものと考えられる。このような考え方によれば、除権決定が効力が生じたこと及びその時期を一般に周知するために、その確定の時点で更に公告をすることになると考えられる。

そうすると、手続の合理化・迅速化を図る見直しの中で、かえって公告の回数が増えることとなり、申立人の費用の負担も倍増することになってしまう。

また、上訴の構成を採用したとしても、現行法に掲げるような事由によって準再審を申し立てることは別途可能であるので、結局、不服申立ての手続を現在よりも増やすことになって、手続を複雑化することにもなる。

そうしたことを考慮して、本文では、不服申立ての手続を独立の手続として位置付け、公示催告手続自体を決定手続とすることから、この不服申立ての手続も決定手続（実質的には準再審のような手続）とすることとしている。

（注）

（注）は、現行法の不服の訴えが上訴ではない特別の訴えであり、新しい不服申立ての手続も同様の性質の手続であることを説明するものである。

2 除権の裁判に対する不服申立ての手続の在り方

2 は、除権の裁判に対する不服申立ての手続の性質を決定手続にすることに伴い、手続の整備の必要があるかどうかについて一般的に問うものである。

例示として、不服申立ての事由（現在は、第 774 条第 2 項に規定する事由）を挙げているが、そのほかにも、不服申立ての期間（現在は、原告が除権判決等を知った時から 1 か月。ただし、除権判決の言渡しの日から 5 年以内。第 775 条）、不服申立ての手続の管轄裁判所（現在は、除権判決をした簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所とされている（第 774 条第 2 項）が、例えば、この不服申立てが上記のように実質的に準再審のような手続であると考えたとすれば、除権決定をした簡易裁判所を管轄裁判所とすることなども考えられる。）などについても検討の対象となると考えられる。

なお、中間取りまとめには掲げられていないが、有価証券の無効を宣言するためにする公示催告手続の特則に関して、除権判決後に公示催告の申立人に対

して当該証券上の権利に係る義務者がした弁済は、その後に除権判決が不服の訴えにより取り消されたときにも債権の準占有者に対する弁済として有効となるかどうかという問題がある。

除権判決後、不服申立ての手續において除権判決を取り消す旨の判決がされて確定した場合の効力は、一般に、除権判決の有する有価証券と権利とを切り離す効力を遡及的に失わせるものであると理解されている。

そのため、仮に、債権の準占有者に対する弁済として有効とされず、有価証券上の権利に係る義務者が除権判決を受けた申立人に対してした弁済が債権の準占有者に対する弁済として有効とされず、遡及的に失われることとなるとすると、義務者としては、除権判決を信賴して弁済をしたのに、結局二重払いの危険を負担することになってしまうことになる。

そうした場合については、ドイツ民事訴訟法第1018条第2項は、除権判決が不服の訴えにより取り消されたときは、判決を基礎として義務を負担する者がした給付は、給付の時に除権判決が取り消されたことを知っていたときを除き、不服の訴えの原告その他の第三者に対してもその効力を失わないものとしている。

我が国においても、同様の制度を必要とするかどうかについては、債権の準占有者に対する弁済に関する実体法上の議論とも関連するものであり、現段階では、その議論が熟しているものとは考えられないことから、なお更に検討すべき論点として、中間取りまとめには掲げられなかったものである。

公示催告事件数の動向

年度	新受	既済	未済
平成5年	10,328	9,696	7,577
平成6年	10,672	11,110	7,139
平成7年	9,586	10,025	6,700
平成8年	9,602	9,482	6,820
平成9年	8,910	9,500	6,230
平成10年	8,866	8,941	6,155
平成11年	12,130	8,723	9,562
平成12年	16,699	12,180	14,081
平成13年	13,185	16,691	10,575
平成14年	11,875	13,780	8,670

最高裁判所事務総局民事局調べ。

平成15年4月1日から株券喪失登録制度が施行され（商法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成14年政令第216号））、株券が公示催告手続の対象から除かれた。

現行法における公示催告事件の流れ

